

感染症による出席停止について

次の感染症は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。必ず病院で受診するとともに、ご家庭での健康管理をお願いいたします。登校開始時に担任へ ①この用紙「感染症に関する報告書」②医療機関が発行した「医療費明細書」または「薬の説明書」（本人の名前がわかるもの、コピー可）を提出してください。

第1種	エボラ出血熱、ペスト、SARS、新型インフルエンザ等の指定感染症など	【治癒するまで】
第2種	骨髄炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染症のおそれがないと認めるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって2日を過ぎるまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の抗菌物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹（はしか）	熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺がはれて5日経つまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって1日を過ぎるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症など	【感染のおそれがないと認められるまで】

感染症に関する報告書

年 組 席 名前 _____

1. 病名 _____

2. 出席を停止した期間 _____ 月 _____ 日より _____ 月 _____ 日まで

3. 受診した医療機関名 _____

4. 医療機関を受診した日 _____ 月 _____ 日

5. 療養中の様子や医師から指導された内容など、学校への連絡事項

※担任	出席停止期間（出席簿）
記入欄	月 日～ 月 日

<※証明がない場合は、病欠となります。証明外の日も病欠となります。>